

平成二十年十一月十四日受領
答弁第二〇〇号

内閣衆質一七〇第二〇〇号

平成二十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会に関する質問に対する答弁書

一及び二について

厚生労働省としては、お尋ねの標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）の開催状況や調査の実施方法等については、調査委員会の調査結果の公表を踏まえてお答えしたいと考えている。なお、調査委員会の第一回会合は、平成二十年十月六日に、大臣室において、四名の委員全員が出席して、午後五時三十分から午後六時までの間、開催されたところである。

三について

調査委員会においては、効率的な調査の実施という観点から、回答が得られる可能性の高い社会保険庁の現職の職員等に対して調査を実施しているものである。なお、調査委員会においては、厚生労働省のホームページを用いて、標準報酬遡及訂正事案等に係る情報提供を求めたところであるが、その際に、社会保険庁の元役職員の方々にも情報提供を求めたところである。

四及び五について

御指摘の調査については、調査委員会において実施しているものであるが、調査委員会の庶務は、厚生

労働省大臣官房総務課において処理している。なお、厚生労働省としては、一及び二について述べたとおり、調査委員会の開催状況等については、調査委員会の調査結果の公表を踏まえてお答えしたいと考えている。

六について

調査委員会の出席委員に対して、交通費は支払われていない。また、調査委員会の日程調整については、委員の間で連絡を取り合いながら行っている。